

第12回和光市個人情報保護審議会会議録

平成17年4月21日(木曜日) 午前9時57分~午前10時51分

和光市役所4階 404会議室

議題

- 1 委員の委嘱
- 2 会長及び副会長の選出
- 3 その他

出席者

石井彰会長、矢野久美副会長、東洋子委員、今村一幸委員、片山泰輔委員、富澤甚五郎委員、山田正史委員(以上7名出席)

事務局 横内企画部長、川畠市政情報課長、橋本課長補佐、本多主査

欠席者

本橋淳男委員

事務局 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。只今から、和光市個人情報保護審議会委員の委嘱式並びに和光市個人情報保護審議会を開催いたします。まず始めに、和光市個人情報保護審議会委員の委嘱式を行います。

委嘱書の交付(市長から各委員に委嘱書を交付)

事務局 引き続きまして、審議会の開催にあたりまして、野木市長よりご挨拶を申し上げます。

市長 本日は、大変お急がしい中を審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。個人情報保護法が全面施行され、和光市としても、従来から条例は制定していましたが、法律の施行に合わせ一部改正を行い、4月1日から施行しています。改正の主なものとして三点あり、利用停止請求権、事業者に対する指導等、罰則の三点を追加しました。このような状況の中で、個人情報の適正な取扱いをするために、2月に職員及び委託事業者に対する研修を行いました。皆様にはそれぞれの立場で経験と、日ごろ感じていることを、ご発言いただき、この審議会が目的を達成するよう皆様のご協力をお願いしたい。任期が2年間で何かとお忙しい中恐縮ですが、皆様のお力添えをお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局 ありがとうございました。この後、市長は所用のため、ここで退席させていただきます。

事務局 引き続きまして、委員の紹介を行います。

委員の紹介（略）

事務局 委員の皆様のご紹介に続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

事務局の紹介（略）

事務局 会長及び副会長の選出に入らせていただきます。和光市個人情報保護条例第37条第2項の規定によりまして、会長及び副会長は、委員の互選により定めることになります。まず、会長を選出していただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

（委員から事務局案との発言あり）

事務局 事務局案といたしましては、会長には本条例の策定段階の懇話会からご協力をいただいております石井委員にお願いしたいと考えております。また副会長には男女共同参画との考え方から公募委員の矢野委員にお願いしたいと考えております。

（委員了承）

事務局 それでは、会長は石井委員に、副会長は矢野委員に決定いたしました。会長には、議事の進行をお願いします

会長 それでは、次の議事でその他になります。和光市個人情報保護審議会の概要について事務局の説明を求めます。

事務局 和光市個人情報保護審議会の概要について説明します。手引書の240ページに個人情報保護審議会について書かれています。条例第34条は、審議会の設置についてです。審議会は、個人情報保護制度の適切かつ円滑な運営を図るために設置しています。条例第35条の「条例に規定によりその権限に属された事項」とは、前年度中に実施機関が行った個人情報取扱事務の開始・変更・廃止の報告を受けること。もうひとつは、個人情報の収集、個人情報の目的外利用又は外部提供、電子計算機等を結合する方法による提供及び個人情報の不開示に関する諮問に対し意見を述べることです。第39条は意見聴取についてです。審議のために必要がある場合に、関係する職員等の出席を求め、説明や資料の提出を求めるることができます。第40条は秘密の保持に関することで、審議会委員には、守秘義務が課されています。以上です。

会長 条例に基づいた審議会の35条に書かれているように、個人情報保護制度について意見を述べることができる。条例に書かれている限定的な役割以外にも、個人情報保護行政について言うべきことがあれば、実施機関に対し意見を述べることになる。拡大解釈するわけではないが、皆さんの意見をまとめ上げながら進めて行きたいと思います。事務局の説明について、ご意見ご質問があればお願いします。

今村委員 今の説明では、手引書に趣旨が書かれても、委員全員が理解しているかどうか疑問である。運営に関して意見を述べることができるが、会議録の内容まで確認していないが、これまでの審議会の議題を見る限りそういう取組みがされているのか疑問に思う。半年ぐらいかけて、仕組みを作り、個人情報保護制度の運営について私た

ちが確認できるよう目的意識を持って進めていけたらと思う。

会長 他に意見があればお願ひします。

山田委員 事細かに審議しても時間がかかるし、審議会の回数が限られている。個人的な考えとしては、現在、個人情報の漏洩によってどのような被害にあっているのかが一番大切なことだと思う。漏洩をまず防ぐことが大事である。それが分かった時点で、いかにして個人情報の漏洩を防いでいくのか。情報が漏れる原因は人間にあると思う。ミスや悪意により情報が漏れるのが、ＩＴの技術を破って個人情報を盗みだしたものよりも多い。それをどのように防ぐのかを主体に考えて行けたらいいと思う。

会長 他に意見があればお願ひします。今村委員の審議会の運営につきましては、市長の挨拶にもありましたが、平成12年に条例が制定され、審議会は13年度から動き出した。それ以降、意見交換を行い、市に対して意見書を提出した。今までの審議会の経過をまとめた資料の作成を事務局にお願いします。また、条例を理解しづらいとの話は、次回の審議会が、16年度の実施状況の報告のため、来月に開催する予定ですので、その時に、一般的に理解しやすく、具体的な事例に合わせて作成をお願いします。山田委員の意見では、市民の立場としての個人情報保護制度についてはそのとおりと思います。以上、個人的な発言になりましたが、事務局から説明があればお願ひします。

今村委員 その前に、私が言いたいのは、委員8人が共通認識を持って議論しなくてはいけない。委員の皆さんがどの程度個人情報保護について理解があるのかわかりませんが、ある程度のレベルまで上げていかないと議論にならないと思う。

会長 それでは、個人のレベルを上げていくために何か具体的な考えがありますか。

今村委員 個人情報に関する勉強会的なものを行うのもあるかと思う。委員全員が同じレベルになる必要はないと思うが、ある程度のレベルまで持つていかないと議論にならないと思う。

会長 審議会の全体の底上げ、その背景には、個人的な勉強も必要だという意見がありました。事務局から2人の意見について説明があればお願ひします。

事務局 今村委員のご指摘のとおり、本日は初めの顔合わせで、手引書をお渡しましたばかりで、なかなか共通認識が図れないのかと思います。説明の仕方につきましては、ご指摘のとおり、具体的に説明をしたいと考えています。実施状況につきましても、条例第43条の規定により報告をします。山田委員の意見につきましては、その都度、審議会の議題としたいと考えています。

会長 それでは、他に発言があればお願ひします。

副会長 個人情報に関する被害を受けた人が相談する市の機関はありますか。

事務局 国民生活センターに関する質問になるかと思います。取扱いについては地域振興課の消費生活相談がありまして、消費者相談の一貫として受けています。

副会長 現実的にオレオレ詐欺の被害があって、警察に被害届けを出すが、市に相談に行くという事例はあるのですか。

事務局 警察に行く人は、市の相談には来ないでしょうが、何件か相談があると聞いています。

会長 他に発言があればお願いします。

片山委員 今後、審議会で予定している大きな議題はありますか。

会長 前回までは、条例改正という大きな議題がありました。事務局の考えがあれば説明をお願いします。

事務局 平成16年度は、条例改正のため、審議会の回数が多くなった。今年の9月から電子申請がスタートします。申請は県内の統一様式に基づき行われます。全30業務のうち、当初は9業務がスタートします。これらにつきましては、資料の準備をして、次回以降の審議会で報告をしたいと考えています。その他に考えるテーマとしては、現在のところありません。

会長 次の議題のその他について事務局から報告事項があればお願いします。

事務局 2つあります。一つ目は、5月下旬に審議会を開催していただき、平成16年度の実施状況を報告します。本年8月に埼玉県の電子申請の一部がスタートしますので、概要説明をしたいと思います。

会長 他に発言があればお願いします。

今村委員 実施状況の報告は、年に1回であるが、審議会に対しての報告は、最低でも半年に1回は行う必要がある。1年に1回では期間が長すぎる。

会長 条例に基づいた報告が年に1回公表することになっています。今まで個別の問題として取り上げたことはありませんが、審議会として期間を短縮したほうが良いとの意見があれば、随時報告を受ける必要があるかと思います。

山田委員 半年に1回のある程度短い期間を設定して報告を受けるのは良い。ITの技術の進み具合を考えると、ある程度短い期間で実施状況を確認して対策を立てたほうが良いと思います。

会長 本日配布された資料「個人情報の保護」について事務局から説明をお願いします。

事務局 2月に職員及び委託事業者を対象とした研修を行いました。出席状況につきましては、具体的なデータはありませんが、90%以上の出席がありました。審議会終了後にお時間のある方は、ビデオをご覧いただきたいと思います。その講演の資料になります。

会長 審議会の終了後に、この資料について、勉強する機会があるのですか。

事務局 お時間があればご覧いただけるよう、ビデオを準備しております。

会長 他に意見があればお願いします。

今村委員 甘いと思います。人間性の問題で漏洩が起こっているので、研修の参加率が90%では、だめで、100%にしないといけない。残りの10%のフォローが大事である。気になるところである。

事務局 研修は2月4日と8日に行いましたが、各職場においても出張や窓口の業務のため100%になりませんでした。しかし、研修はこれだけではなく、昨年の7月にサンアゼリアの小ホールにおいて、全職員を対象とした研修を行っています。出席状況のデータも後日お渡ししたいと思います。

会長 研修の参加率ではなく、400人以上の職員が個人情報保護法及び条例について、キッチンと守れるのかが、ポイントになるかと思います。事務局は、枠の問題ではなく中身の問題として理解していただきたいと思います。

山田委員 現状では、パソコンが1人に1台配置されていますが、パソコンを使い終わってデータを消しても、消去したデータが復元できてしまう。オンラインの問題としては、ウイルスやスパイソフトなどがある。スパイソフトはパソコンの機能を壊すのではなく、情報を吸出すソフトで、本人が漏洩する気がなくても、漏れてしまう可能性があるので研修の中にそういうことを盛り込んだほうが良いと思う。

会長 実務に関して、そういう事故がないよう研修が必要かと思います。情報の漏洩に関する具体的な対策があれば実施する。和光市だけの問題ではなく、どこまでやれば、良いというのではないと思います。発言がまだあるかと思いますが、講演のビデオを見る関係で今回の審議会は閉会させていただきます。